

# 青森県報

第三千六百九号

平成二十四年  
十月二十六日  
(金曜日)

## 告 示

青森県告示第七百六十一号

平成二十五年准看護師試験を次のとおり施行するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 目 次

准看護師試験の施行	（医療業務課）	一
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道路課）	一
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第一項の規定による公告	（県民生活課）	二
右 同	（文化課）	二
右 同	（同）	二
建設業者の許可の取消し	（西北地域局）	三
右 同	（同）	三
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（三八地域局）	三
収用委員会		
収用の裁決手続開始の決定	（監理課）	四
収用及び使用の裁決手続開始の決定	（同）	四
右 同	（同）	五
右 同	（同）	五
公示による通知	（同）	六

青森県告示第七百六十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

- 一 試験の期日及び場所
  - 1 期日 平成二十五年二月十三日（水）
  - 2 場所 青森市大字横内字神田二一  
青森中央学院大学
- 二 受験願書受付期間  
平成二十四年十二月三日（月）から同月七日（金）まで。ただし、郵送する場合は、同月七日までの消印のあるものは有効とする。
- 三 受験願書提出先  
〒〇三〇 八五七〇  
青森市長島一丁目の一  
青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ
- 四 その他  
受験願書用紙は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループで十一月五日（月）から交付する。  
試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療業務課医務指導グループ（電話 〇一七 七三四 九二九一）に問い合わせること。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	町居平賀停車場線	平川市柏木町藤山三〇の二八から 平川市本町北柳田八の九まで
県道	弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字親方町一九から 弘前市大字下白銀町七の一まで

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十四年十月二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人燭光
- 三 代表者の氏名  
一戸 彰晃
- 四 主たる事務所の所在地  
五所川原市金木町朝日山四三三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、使用済蠟燭を回収し、それを原料として蠟燭を製造し会員に廉価で販売することによってエコロジーに取り組み、人権・平和・環境問題に取り組み事

を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十四年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青森県太陽光熱利用研究会
- 三 代表者の氏名  
小山内 高雄
- 四 主たる事務所の所在地  
弘前市大字野田一丁目九の九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、自然環境を守り二酸化炭素削減のため、グリーンエネルギーの普及促進に努めることにより、地域社会の更なる調和と連携を目指すと共に、地域で暮らす人々に対して、豊かな自然環境の中で文化的かつ安らぎのある生活が送れるように支援する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十六日

一 申請のあった年月日  
平成二十四年十月四日  
青森県知事 三 村 申 吾

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人そよかぜ

三 代表者の氏名  
大西 のり子

四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字長苗代字幕ノ内九の二

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及びその周辺地域に在住する障害者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 長谷川ドリル工業

二 氏名 長谷川 輝一

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造菰槌若草三七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一四九四〇号

五 取消年月日 平成二十四年九月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社外崎建設

二 代表者の氏名 外崎 信行

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字長橋字藤島二五二の三

四 許可番号 青森県知事許可（特 二四）第四二〇三号

五 取消年月日 平成二十四年九月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年九月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年十月二十六日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	大村 正一	三戸郡三戸町大字豊川字久保二の一	平成 四一・〇・四



六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年十月二十二日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県青森市大字左堰字大科	388番	畑	原野	5,981	5,981.25	46.35

別表 2

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県青森市大字左堰字大科	388番	畑	原野	5,981	5,981.25	10.08

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 事業の種類

北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間線路建設工事及びこれに伴つ附帯工事並びに排水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用しようとする部分

別表1のとおり

2 使用しようとする部分

別表2のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

氏名 相内勝政

住所 住所不明 ただし、住民票の住所

青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元一六三番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年十月二十二日

別表 1

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川	146番4	田	山林	602	604.24	102.07
	146番5	田	山林	772	726.47	121.46
	156番1	山林	山林	5,166	5,196.79	457.32

別表 2

土地の所在	地番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川	145番1	山林	田	77	82.50	37.33
	146番1	田	田	4,785	6,334.76	933.48
	146番4	田	山林	602	604.24	338.94
	146番5	田	山林	772	726.47	225.63
	156番1	山林	山林	5,166	5,196.79	1,080.09

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十四年十月二十六日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

二 事業の種類

北海道新幹線新青森・新函館(仮称)間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに排水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用しようとする部分

別表1のとおり

2 使用しようとする部分

別表2のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表3のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類等

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十四年十月二十二日

別表1

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(m <sup>2</sup> )
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川	147番1	原野	山林	733	792.50	2.75

別表2

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		使用しようとし、明渡しを求め、土地の面積(m <sup>2</sup> )
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県東津軽郡今別町大字大川平字清川	147番1	原野	山林	733	792.50	17.43

別表3

氏名	住所
(亡)相内喜一郎の法定相続人の全員若しくは一部の者	

持分6分の1	古川かめ	青森県北津軽郡中泊町大字今泉字布引207番地
持分36分の1	相内勝政	住所不明、住民票の住所
持分36分の1	相内光治	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元163番地
持分36分の1	相内光治	住所不明、住民票の住所
持分36分の1	飯田重美	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分36分の1	山内豊美	住所不明、住民票の住所
持分36分の1	遺藤由紀子	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分36分の1	杉本喜代枝	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分6分の1	相内一和	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分6分の1	相内光一	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分6分の1	相内光一	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分6分の1	相内光一	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地
持分6分の1	相内光一	青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元135番地

公民による通知

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第六条第三項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公民による通知を行います。

平成二十四年十月二十六日

青森県収用委員会 赤津重光

- 一 通知すべき書類の名称  
審理の開催のごとく(通知)
- 二 通知を受けるべき者  
氏名 相内勝政  
住所 住所不明 ただし、住民票の住所  
青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元一六三番地
- 三 通知すべき書類の保管場所  
青森県国土整備部監理課内
- 四 その他

一 の書類は、平成二十四年十一月十六日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

(発行人・発行人) 青森市長 豊田一 番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
-----------------------------------	---	------------------------------